

## ◎琵琶湖の保全及び再生に関する法律

(平成二七年九月二八日法律第七五号(衆

### 一、提案理由(平成二七年九月三日・衆議院本会議)

○北川知克君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めなければならないこと、

第二に、滋賀県は、同基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画を定めることができること、

第三に、国は、同計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずること、

第四に、主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事

琵琶湖の保全及び再生に関する法律

項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会を組織することができること

などであります。

本案は、去る一日の環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院環境委員長報告(平成二七年九月一六日)

○島尻安伊子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものであります。国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることを目的とし、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、琵琶湖の総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にある要因、国の講ずる必要な財政上の措置の具体策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議

琵琶湖の保全及び再生に関する法律

録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。